学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第一　標準設置経費額（第一の二の㈠、第二の二の㈣、第三の二、第四の二、第五の一の㈡、第五の二の㈡及び第五の三の㈡関係）

一　大学

㈠　収容定員が八〇〇人未満（医学関係及び歯学関係にあっては七二〇人未満）の場合

（単位：百万円）

学部の種類 経費の区分	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他	医学関係（うち附属病院分）	歯学関係（うち附属病院分）
校舎の整備に要する経費	八八〇	一、七九六	一、一九一	二二、〇〇三 （一七、五六六）	六、二五六 （三、二七八）
設備の整備に要する経費	四一	八二九	一六三	七、九〇七 （五、八八八）	二、〇八八 （七六三）
合計	九二一	二、六二五	一、三五四	二九、九一〇 （二三、四五四）	八、三四四 （四、〇四一）

備考

一～十　［略］

㈡　収容定員が八〇〇人以上（医学関係及び歯学関係にあっては七二〇人以上）の場合

（単位：百万円）

学部の種類 経費の区分	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他	医学関係（うち附属病院分）	歯学関係（うち附属病院分）
校舎の整備に要する経費	一、三二〇	二、四一〇	一、七三九	二五、四八九 （一九、八二七）	六、八六四 （三、三九〇）

改正前

別表第一　標準設置経費額（第一の二の㈠、第二の二の㈣、第三の二、第四の二、第五の一の㈡、第五の二の㈡及び第五の三の㈡関係）

一　大学

㈠　収容定員が八〇〇人未満（医学関係及び歯学関係にあっては七二〇人未満）の場合

（単位：百万円）

学部の種類 経費の区分	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他	医学関係（うち附属病院分）	歯学関係（うち附属病院分）
校舎の整備に要する経費	七七二	一、五七六	一、〇四五	一九、三〇一 （一五、四〇九）	五、四八八 （二、八七五）
設備の整備に要する経費	四〇	八〇三	一五八	七、六六二 （五、七〇六）	二、〇二三 （七四〇）
合計	八一二	二、三七九	一、二〇三	二六、九六三 （二一、一一五）	七、五一一 （三、六一五）

備考

一～十　［同上］

㈡　収容定員が八〇〇人以上（医学関係及び歯学関係にあっては七二〇人以上）の場合

（単位：百万円）

学部の種類 経費の区分	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係（医学関係及び歯学関係を除く。）	その他	医学関係（うち附属病院分）	歯学関係（うち附属病院分）
校舎の整備に要する経費	一、一五八	二、一一四	一、五二五	二二、三五九 （一七、三九二）	六、〇二一 （二、九七四）